免税軽油制度の期限延長

- 免税軽油に係る課税免除措置が、令和9年3月31日まで3年延長になりました。
- ただし、船舶の動力源の用途に係る課税免除措置については、令和7年4月1日から、マリンレジャー等に使われる自家用船舶(いわゆる「プレジャーボート」)が対象から除外されることとなりました。
- 令和6年3月31日以前に交付を受けた免税軽油使用 者証の有効期限は、「令和6年3月31日まで」から 「交付を受けた日から3年を経過する日まで」
 となります。
- ただし、プレジャーボートに係る免税軽油使用者証の有効期限は、 「令和7年3月31日まで」となります。

まだ使用者証の表示の訂正を受けていない方は、免税証の交付申請の際、あわせて、使用者証の表示の訂正を受けてください。

(表示の訂正の手数料は不要です。)

詳しくは、地域県民局県税部に お問い合わせください。 (問合せ先は裏面をご覧下さい。)



各地域県民局県税部の問合せ先

東青地域県民局県税部 課税第一課

(代表) 017-722-1111 内線6609 (直通) 017-734-9976 〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟内

中南地域県民局県税部 課税第一課

(代表) 0172-32-1131 内線378 (直通) 0172-32-4341 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎内

三八地域県民局県税部 課税第一課

(代表) 0178-27-5111 内線210 (直通) 0178-27-4455 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎内

西北地域県民局県税部 課税課

(代表) 0173-34-2111 内線208 (直通) 0173-34-3141 〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎内

上北地域県民局県税部 課税課

(代表) 0176-22-8111 内線209 (直通) 0176-23-4241 〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎内

下北地域県民局県税部 課税課

(代表) 0175-22-8581 内線208 (直通) 0175-22-3105 〒035-0073 むつ市中央-丁目1-8 むつ合同庁舎内